広報推進委員会運営要綱の制定について

平成３年３月５日

例規（報）第10号

最近改正　令和２年３月27日例規（務）第25号

この度、「広報推進委員会運営要綱の制定について」（昭和44年３月28日例規（報）第19号）の全部を改正し、別記のとおり平成３年３月７日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別　記

広報推進委員会運営要綱

第１　趣旨

この要綱は、大阪府警察運営審議会設置規程（平成３年訓令第６号）第11条の規定に基づき、広報推進委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　任務

委員会は、次の事項について、調査、研究、検討等を行うものとする。

(１)　年間広報重点及び広報事項に関すること。

(２)　電波媒体（テレビ、ラジオ等）、印刷媒体（ポスター、パンフレット等）、ニューメディア等の広報媒体に関すること。

(３)　報道機関に対する報道連絡に関すること。

(４)　その他総合的組織的広報について、委員長の命ずる事項に関すること。

第３　構成

１　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は広報課長を、副委員長は広報課次長をもって充てる。

３　委員は、次の者をもって充てる。

(１)　各部の庶務担当課次長

(２)　会計課次長

(３)　警務課調査官（企画担当）

(４)　広報課広報第一担当課長補佐

(５)　組織犯罪対策本部管理官（総務・企画担当）

(６)　犯罪対策戦略本部管理官（総務担当）

第４　会議

１　委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

３　議事の内容により、委員長が指名する委員をもって構成する小委員会を開催することができる。

４　委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第５　庶務

委員会の庶務は、総務部広報課において行う。